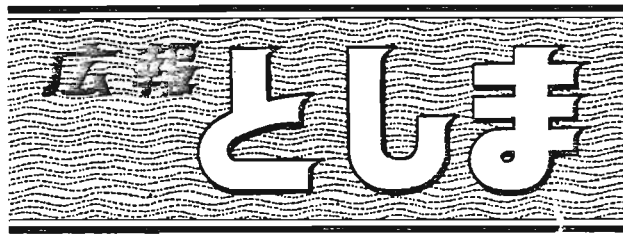


事務移管 特集号



新しい自治体の出発



〜すこやかな成長を願って〜 保健婦の家庭訪問〜

区民が区長を選ぼう 保健所も区に移管

区長公選制23年ぶりに復活 投票日は『4月27日』

地方自治法の改正によって、特別区の区長は区議会が都知事の同意をえて選任するといふ、現在のような方法が昭和二十七年にとられてから、二十三区の住民には、自治体である特別区の区長を直接選挙によって選ぶことができませ

昭和二十七年区長公選制が廃止されて以来、長年にわたる自治権拡充運動の成果として、昨年六月地方自治法が改正され、二十三特別区の区民が自らの手で自治体の首長である区長を選挙権が回復しました。この「区長公選の復活」を主軸として、「事務事業の移管」「人事権の確立」について、一連の画期的な改革が実現し、本年四月一日を期して、区民が区長をもう一本の柱である「財政権の確立」については、抜本的な改革を将来の課題として残しました。以下、四本の柱について、それぞれ改正された内容を、ご説明いたします。

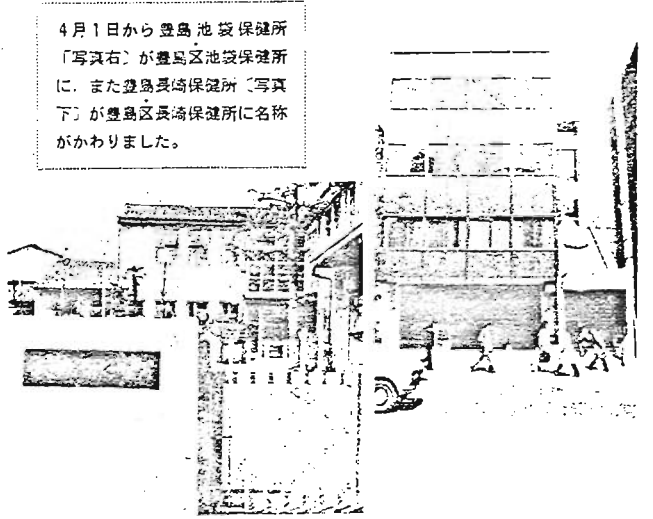
んでした。以後、区議会をはじめとする住民による区長公選制復活の運動は、長期間にわたって、根強く続けられてきました。そして昭和四十七年から四十八年にかけて、品川・大田・練馬の区議会でつぎつぎに区長公選制が可決され、住民投票の結果に基づいて区議会が選任するという実績がつけられました。この間、昭和四十七年十月に

都配属職員制度の廃止

区の仕事はすべて 区の職員の手で処理

行政が適正かつ効率的に執行されるか否かのカギをにぎるもの一つに、その仕事に従事する職員の問題があります。区長が、その考えに基づいて行政を行っていくためには、区長が任命する職員、すなわち手足が必要であることはいくらでもありません。自治権拡充の運動が人事権の確立を主眼の一つにしてきたのもそのためです。豊島区で、区の事務に従事し

は、第十五次地方制度調査会が区長公選の実施を含む特別区制度改革の答申を行い、これを受けて政府も、昭和四十八年三月には、区長公選を柱とする地方自治法の改正案を国会に提出せざるをえなくなりました。しかしこの時は、他の法案との兼ねあいなどのために、廃案となってしまいました。そして昨年の三月、政府は再度同様の法案を国会に提出し、五月に衆参両院で可決成立しました。この地方自治法の改正によって、二十三区の区長は、来る四月二十七日に一律に選挙され、公選区長として、住民福祉増進のために行政を執行していくこととなります。住民が直接選んだ区長および区議会が、互いにけん制しあい、協力しあって行政を推進していくという地方自治のルールにそった方式が、二十三年ぶりに復活したわけですから、住民に直轄した、真の地方自治のこれからの前進のために、大きな一歩をふみ出したといえることが、いえます。



4月1日から豊島池袋保健所(写真右)が豊島区池袋保健所に、また豊島長崎保健所(写真下)が豊島区長崎保健所に名称がかわりました。


事務事業の移管



事務事業の移管については、法令によって移管されたもの、および都区協議によって特別区に移管または委任されたもの、あわせて二百七の事務事業に及ぶ。これらの中には、

財政権の確立





くわしい内容については、6頁をご覧ください。





この間、昭和四十七年十月に、特別区の区長は区議会が都知事の同意をえて選任するといふ、現在のような方法が昭和二十七年にとられてから、二十三区の住民には、自治体である特別区の区長を直接選挙によって選ぶことができませ

移管された事務事業	取扱う窓口
<p>疾病予防を目的として、食生活改善を要する方を対象に心臓病予防、冷凍食品の使用等の課題を設定し、個人個人の身体状況や生活環境に即した栄養指導(1回当り3時間)を開催するものです。</p> <p>(4) 栄養技術講習会 区内の各集団給食施設に勤務する栄養士を対象に、食生活の改善を図るよう、新しい知識を修得してもらうため、3日間の日程で開催するものです。</p> <p>(5) 栄養管理講習会 区内の各集団給食施設の管理者を対象に、栄養管理業務の改善向上を図るために、3日間の日程で開催するものです。</p> <p>(6) 集団給食施設指導 学校、病院等の集団給食施設の栄養管理者を対象に、施設利用者の栄養確保のため、集団指導を行ったり、巡回指導を行うものです。</p> <p>5. 歯科相談</p> <p>(1) 歯科衛生相談室(池袋保健所のみ) 歯科医師、歯科衛生士によるむし歯の子防処置及び保健指導等を行うものです。(処置料は有料)</p> <p>(2) 母と子のよい歯コンクール 歯の衛生週間行事の一環として行うもので、3歳児歯科健康診査を受けた幼児とその母親を対象に、優秀な母と子を表彰するものです。</p> <p>6. 公害検診 自動車の排気ガス等の大気汚染による健康被害者の早期発見と早期治療を図るため、実施地区を選定して呼吸器系の検診を行うものです。その結果、精密検査を必要とする方に対しては、指定病院で再検診を行います。</p>	<p>取扱う窓口</p> 
<p>〔医療費の公費負担と助成〕</p> <p>1. 結核医療</p> <p>(1) 一般患者 結核患者に対する適正な医療の普及と患者の医療費負担の軽減を図ることを目的として、定められた基準に要する費用の半を公費負担するものです。</p> <p>(2) 命令入所患者 他に感染するおそれのある結核患者を隔離するため、療養所等に入院させ治療を受けるよう保健所長が命令した場合に、その医療費を患者世帯の収入状況に応じて公費負担するものです。</p> <p>2. 精神医療</p> <p>(1) 通院医療 精神障害者が、通院治療をする場合、その通院に要する医療費の半を公費負担について、その申請の受付を行うものです。</p> <p>(2) 小児精神障害者 18歳未満の精神障害者で入院治療が必要とされる場合、その医療費の公費負担金額について、その申請の受付を行うものです。</p> <p>3. 小児慢性疾患 18歳未満で、心臓疾患、リウマチ熱、糖尿病、こう原病、慢性腎疾患、先天性免疫不全、内分泌疾患、慢性血液疾患、先天性代謝異常、悪性新生物(ガン)にかかっている場合、入院通院に要した医療費の助成について、その申請の受付をするものです。</p>	<p>池袋保健所 987-4171 長崎保健所 957-1191</p>

<p>4. 育成医療 18歳未満の児童で、身体に障害があり、短期間で治療が終了するか、確実に治療の効果が期待される場合及び人工透析を必要とする場合に、指定医療機関(病院)に収容されますが、その医療給付の申請の受付を行うものです。</p> <p>5. 療育医療 18歳未満の児童で、骨関節結核、その他結核で長期の療養を必要とする場合、指定医療機関(病院)に収容されますが、その医療給付の申請の受付を行うものです。</p> <p>6. 養育医療(未熟児) 未熟児は、生理的に種々の欠陥があり、疾病にかかりやすく、その死亡率が高いところから、出生後、すみやかに適切な処置を講ずる必要がある場合、指定医療機関(病院)に収容して、医療費の給付を行うもので、その申請の受付及び医療券の交付を行います。</p> <p>7. 妊娠中毒症 未熟児、心身障害児の発生や、妊産婦の死亡の原因となったり、産婦に後遺症を残す妊娠中毒症または糖尿病にかかっている妊産婦に対し、早期に適切な療養を受けさせるため、必要な医療費の給付を行うもので、その申請の受付及び医療券の交付を行います。</p> <p>8. 大気汚染健康障害者 児童で、大気汚染の影響を受けていると推定される疾患(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎等)にかかっている場合、その医療助成の申請の受付及び医療券の交付を行います。</p> <p>9. 特殊疾病(難病) スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス等いわゆる難病にかかった方の医療費を公費負担するもので、その申請の受付を行うものです。</p>	
<p>〔環境衛生の確保と指導〕</p> <p>1. 環境衛生 区民の日常生活に不可欠なサービスを提供する旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、墓地、プール、再生資源取扱所等の環境衛生関係施設の許可、届出の受理事務のほか、これらの施設が、衛生水準の確保について、とりわけ強い社会的責務を受けていることから、適正な衛生措置の状況について、環境衛生監視員による監視指導を常時行います。</p> <p>2. 食品衛生 区民の食生活の安全を確保するため、食品製造業、販売業の許可業務と有虫、不良食品、添加物等の取締り、食中毒の予防に努めます。日常の一般監視を強化するとともに、必要に応じて簡易検査を行い、より迅速な不良食品の排除にも力をいれます。</p>	<p>池袋保健所 987-4171 長崎保健所 957-1191</p>
<p>〔その他のサービス〕</p> <p>1. 一般健康相談 毎週2回、一般区民を対象に、健康相談に応ずるとともに検診を行い、診断書を発行するものです。</p> <p>2. 血液型検査 3歳以上の区民を対象に、緊急時における供血輸血の迅速化、円滑化を図るとともに献血推進の一環として血液型検査を保健所で行うものです。</p>	<p>池袋保健所 987-4171 長崎保健所 957-1191</p> 



移管された事務事業	取扱う窓口
<p>区小学校等に会場を設けて行います。</p> <p>(2) 患者家族検診 特に結核に感染する機会が多いと思われる患者家族等に対し健康診断を行うものです。</p> <p>(3) 管理検診 再発防止又は治療上必要があると認められる精査登録者に対し年間を通じて精密検査を行うものです。</p> <p>(4) 業態者検診 結核に感染するおそれの多い又は伝染させる危険性の高い業務に従事している方(食品関係者、保母、助産婦、理容師、美容師、クリーニング師)に対し年1回行うものです。</p> <p>(5) 受託検診 事業の使用者、学校長等の実施義務者からの依頼に基づき、保健所が受託して検診を行うものです。</p> <p>(6) 零細企業検診 従業員50人以下の零細企業従事者に対し、企業の自主的検診を促す意味で、実施義務者に代り検診を行うものです。</p> <p>(7) エックス線検診車 結核検診の効率性を期するため、池袋保健所にエックス線車を配置しております。豊島区、板橋区、練馬区の3区の区域を受けもち、住民検診、業態者検診、受託検診等を行います。</p> <p>5. 性病の予防</p> <p>(1) 一般健康診断(血液検査) 性病に関する健康相談のほか、血液検査を行います。</p> <p>(2) 婚姻時、妊娠時血液検査及び集団血液検査 性病予防思想普及の具体的な実施活動として、婚姻時、妊娠時及び集団血液検査を無料でを行い、検査受診の普及促進を図るとともに、潜在患者の発見とその治療指導に努めます。集団血液検査は特に期間を定めて行い、婚姻時、妊娠時の血液検査は年間を通じて行うものです。</p> <p>6. 狂犬病の予防</p> <p>予防注射 狂犬病の発生とまん延を防止するため、年2回(春・秋)予防注射を行います。</p>	<p>取扱う窓口</p>
<p>(健康の増進)</p> <p>1. 母子衛生相談</p> <p>(1) 母親学級 妊娠から産じょく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を平易に習得してもらうため、妊婦及び乳児をもつ母親を対象に、講義内容を母性科、育児科に分けて開催するものです。</p> <p>(2) 妊産婦訪問指導 妊婦及び産後1月を経過しない産婦を対象に家庭訪問し日常生活の指導を行うとともに、異常の発生防止、早期発見に努めます。なお、妊娠中毒症にかかった方、異常妊娠分べんの方等を重点的に訪問し、適切な措置をとるよう指導にあたります。</p> <p>(3) 妊産婦・乳幼児保健指導 経済的な理由により保健指導が受け難い妊産婦、乳幼児に対して、必要な指導が受けられるよう保健指導票を交付</p>	<p>池袋保健所 987-4171</p> <p>長崎保健所 957-1191</p>


<p>します。指導票を受けた方は、指定した医療機関(病院)へ行けば指導が受けられます。</p> <p>(4) 新生児訪問指導 生後28日以内の乳児を対象に、助産婦が家庭を訪問し新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要なことについて、適切な指導を行うとともに、異常の早期発見、治療等について助言をいたします。なお、第1子、異常分べんの方を重点的に訪問指導いたします。</p> <p>(5) 妊婦健康診査 妊娠期間中、全妊婦に2回医療機関(病院)に委託して健康診査を行い、妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産の防止並びに心身障害児の発生の予防に努めるものです。</p> <p>(6) 産婦健康診査 母体の健康を守るため乳児健康診査時に、産後6か月以内の産婦を対象に健康診査を行います。異常の認められる方に対しては、専門医療機関での受診を指導するものです。</p> <p>(7) 3~4か月乳児健康診査 3~4か月乳児を対象に、保健所に会場を設け、健康診査、保健指導を行います。その結果、経過観察の必要な乳児には更に健康診査を行い、異常の認められる乳児に対しては、専門医療機関で精密検査を行うものです。</p> <p>(8) 6・9か月乳児健康診査 6か月児と9か月児を対象に医療機関(病院、診療所)に委託して健康診査、保健指導を行うものです。</p> <p>(9) 3歳児健康診査 3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査及び精神の発達面の診査を行い、その結果にもとづき保健指導を行います。異常の認められる幼児に対しては、必要な精密検査を行うものです。</p> <p>(10) 身体障害児療育相談(池袋保健所のみで実施) 身体機能に障害があるか、そのおそれのある児童を早期に発見するため、身体不自由児発生の原因となっている、こ関節脱臼や診断のため、レントゲン撮影等を行い、適切な治療上の指導を行うものです。</p> <p>2. 保健婦の家庭訪問等</p> <p>(1) 家庭訪問及び小集団指導 保健婦活動として家庭訪問をし、疾病の予防、保健所が行っている各健康診査受診の勧奨、その他健康に関するいろいろな相談相手となり、区民が健康で幸せな生活ができるよう援助するものです。また婦人会、老人クラブ等の小集団を対象として、乳幼児保育、成人病予防等の衛生教育を出張して行います。</p> <p>3. 精神衛生</p> <p>(1) 診察及び保護申請 精神障害者等の診察及び必要な医療保護申請の受付を行うものです。</p> <p>(2) 相談及び指導 精神障害者とその家族及び一般人を対象とし、保健所内で、専門の医師が、種々の相談に応ずるとともに適切な指導を行うものです。さらに、保健所の保健婦の家庭訪問による相談指導も行います。</p> <p>4. 栄養の相談</p> <p>(1) 栄養教室 区民の健康の維持増進及び疾病予防を目的として、家庭において食生活を担当する方に対し、その生活環境に即した食生活改善が行われるよう、基礎的な知識について、1教室6日間の日曜で教室を開催するものです。</p> <p>(2) 保健栄養学級 区民の健康増進を図るため、個人個人の身体状況や生活環境に即した栄養、休養、運動の正しいとり方の指導を1学級2日間の日曜で開催するものです。</p> <p>(3) 栄養指導講習会</p>	   
--	---

移管された事務事業	取扱う窓口		
<p>〔保存樹・保存樹林の指定等〕</p> <p>都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律によって、保存樹や保存樹林の指定、解除、標識の設置、所有者に対する助言、援助などを区が行うことになりました。</p> <p>現在豊島区には、保存樹として重林寺のいちよう、保存樹林として鬼子母神のけやき、いちよう、しいのきが指定されております。</p>	<p>環境部環境課 (内線 2815)</p> 	<p>〔衛生教育〕</p> <p>公衆衛生の向上は、地域住民みずからの努力と行動によって健康な身体を築きあげていくことにありますが、衛生教育は、公衆衛生に関する知識を普及することにより側面から援助することにあります。保健所では、「広報としま」に保健衛生に関する記事を掲載するほか、保健所案内のパンフレットの配布、専門医による講演会、16ミリ映写機、幻灯機による視聴覚教育等を行うものです。</p>	<p>池袋保健所 987-4171 長崎保健所 957-1191</p>
<p>〔池袋西口公園の移管〕</p> <p>現在、区立として18公園がありますが、このたび、池袋西口公園(3,972㎡)が移管され区立公園となりました。</p>	<p>土木部公園課 (内線 2951)</p>	<p>〔病気の予防〕</p> <p>1. 成人病の予防</p> <p>(1) 成人病相談</p> <p>一般区民の健康相談に応ずるとともに、血圧測定、尿検査等を行い、高血圧症、糖尿病の発見、予防に努めるものです。</p>	<p>池袋保健所 987-4171 長崎保健所 957-1191</p>
<p>〔建築物等の確認事務〕</p> <p>建築物の新築や増築を計画なさる方は、着工前に、まづ確認申請をしなければなりません。</p> <p>今までは、エレベーターやエスカレーターの付いている建築物をはじめとして、かなり多くのものが都の取り扱いとなっていました。このたびの事務移管で、その大半を区で確認することになりました。</p> <p>延床面積5,000㎡を超える大きな建築物や、建築基準法上の許可を必要とする建築物の確認申請については、従来どおり、都に対して行いますが、これ以外の建築物については、ほとんど区で確認することになりました。</p> <p>また、煙突や擁壁などの工作物も同様に区で確認をします。</p> <p>したがって、審査に要する期間は、今まで都が行っていたよりもかなり短くてすむようになります。</p>	<p>建築部建築課 (内線 3115)</p> 	<p>(2) 循環器集団検診</p> <p>30歳以上の区民(特に家庭の主婦)を対象に、区内の小学校等に検診会場を設け、無料で血圧測定、尿検査等を行い、その結果、要注意者には、さらに心電図等の精密検査を行い、高血圧症、心疾患の発見、予防に努めるものです。</p> <p>(3) 成人病教室</p> <p>循環器集団検診の結果、指導する必要がある方について、保健所に会場を設け、専門医による講演や、保健婦による保健指導及び栄養士による食事指導を行うものです。</p>	
<p>〔その他の建築行政事務〕</p> <p>幅の広い道路の取り扱いについて、今まで知事が告示したのと同じ内容のものを、このたび、区長が改めて告示し直すとか、都が制定していた建築協定に関する条例を、区が改めて制定し直すといったものなど、いわば形式的なものもありますが、実質的には、今までと何ら変わりありません。</p> <p>(注) 建築協定とは…一定の区域を定めて、その環境を守るために、土地の権利者全員で、建築物の用途、構造、形態などについて取り決めをすることをいいます。</p>	<p>建築部建築課 (内線 3131)</p>	<p>2. 伝染病の予防</p> <p>(1) 平常時の防疫</p> <p>法定伝染病(赤痢、腸チフス、パラチフス等)の早期発見と流行を防止するため、すし屋、仕出し屋、そば屋、魚介類販売業、豆腐製造業等の食品の取扱従事者及び集団給食調理従事者等を対象に検便(無料)を行うものです。</p> <p>また、その他の飲食物取扱従事者に対しても検便を受けるよう勧奨(検査料を減額)します。</p> <p>(2) 患者発生時の防疫</p> <p>伝染病患者が発生した時は、患者を伝染病院へ送院し、隔離すると同時に患者家屋内外及び汚染物件の消毒を行います。さらに、患者家族調査と家族等の検便を行い、流行の防止に努めております。</p>	
<p>〔原爆被爆者関係〕</p> <p>原爆被爆者の健康手帳の交付申請受付、医療費の支給申請の受付及び特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当等の支給申請の受付を行うものです。</p>	<p>衛生部管理課 (内線 2521)</p>	<p>3. 予防接種</p> <p>(1) 定期予防接種</p> <p>髄膜炎、急性灰白髄炎等(生ワクチン)の予防接種を一定年齢期に行うものです。</p> <p>(2) 任意予防接種</p> <p>日本脳炎、インフルエンザの予防接種を行うものです。</p>	
<p>〔精神衛生職親制度〕</p> <p>精神障害者の職親(事業経営者等で、回復した方を自己の事業所に通わせて、社会復帰に必要な訓練を行うことを希望する方)の受託申込みの受付及び職親の事業所等へ通い、社会復帰のための訓練を受けたい方の申込みの受付を行うものです。</p>	<p>衛生部管理課 (内線 2521)</p>	<p>(3) 臨時予防接種</p> <p>伝染病が流行し、または、流行するおそれがある場合に行う予防接種で、定期の予防接種の4種類のほか腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ、ペスト、ウイルス病などがあります。</p> <p>4. 結核の予防</p> <p>(1) 定期健康診断</p> <p>結核患者の早期発見を目的に、一般区民を対象に年1回</p>	

このように『区の窓口』がひろがりました

区役所の代表番号は 981-1111です。
ダイヤルをしますと、交換台がでますので、
内線番号をおっしゃってください。

移管された事務事業	取扱う窓口																										
<p>〔都市計画の決定事務〕</p> <p>道路、広場、公園などの施設を都市計画法上都市施設といいますが、これら都市施設のうち、次の一覧表にかかげた施設については、知事の承認を得たうえで、区が都市計画の決定をすることができることになりました。</p> <p>なお、土地の用途に制限を加える地域地区に関する都市計画は、従来どおり都が行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市施設</th> <th>都市計画決定の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>幅員16m未満</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>公園・緑地・広場</td> <td>4ヘクタール未満(当分1ヘクタール未満)</td> </tr> <tr> <td>墓園</td> <td>10ヘクタール未満</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>大学、高等専門学校を除く</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>準用河川・水路</td> </tr> <tr> <td>図書館・研究施設</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>病院・保育所</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>一団地の住宅施設</td> <td>1,000戸未満</td> </tr> <tr> <td>公衆電気通信施設</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>防風・防火・防水などの施設</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以上のはか、交通施設や空港などの都市計画もできます。</p>	都市施設	都市計画決定の範囲	道路	幅員16m未満	駐車場	制限なし	公園・緑地・広場	4ヘクタール未満(当分1ヘクタール未満)	墓園	10ヘクタール未満	学校	大学、高等専門学校を除く	河川	準用河川・水路	図書館・研究施設	制限なし	病院・保育所	制限なし	火葬場	制限なし	一団地の住宅施設	1,000戸未満	公衆電気通信施設	制限なし	防風・防火・防水などの施設	制限なし	<p>企画部開発計画課 (内線 2121)</p> 
都市施設	都市計画決定の範囲																										
道路	幅員16m未満																										
駐車場	制限なし																										
公園・緑地・広場	4ヘクタール未満(当分1ヘクタール未満)																										
墓園	10ヘクタール未満																										
学校	大学、高等専門学校を除く																										
河川	準用河川・水路																										
図書館・研究施設	制限なし																										
病院・保育所	制限なし																										
火葬場	制限なし																										
一団地の住宅施設	1,000戸未満																										
公衆電気通信施設	制限なし																										
防風・防火・防水などの施設	制限なし																										
<p>〔都市計画事業の施行事務〕</p> <p>都市計画事業には、大きくわけて二つのものがあります。その一つは、前項にふれた都市施設で計画決定されたもの(これを都市計画施設といいます)を、事業化するものであり、他の一つは、市街地開発事業といって、土地区画整理事業や再開発事業などを、実施するものです。このうち、事務移管前に区が実施してきた都市計画事業は、都市計画公園事業ぐらいのものでしたが、4月1日からは一般の市と同様に、前記二種類の事業をすべて区が行うことができるようになりました。</p>	<p>企画部開発計画課 (内線 2121)</p> 																										
<p>〔開発行為の許可事務〕</p> <p>主として建物を建てるために、土地の区画や形質を変えたり、また、特定工作物といってコンクリートプラントやレジャー施設などの工作物や墓地などを建設するために、土地の形状を変えたりすることを開発行為といいます。これらの開発行為のうちで1,000㎡以上の規模で行われるものについては、都市計画法によって、許可がないと実施できないことになっています。今までこれらの許可は都が行っていましたが、これからは区が受け持つことになりました。</p>	<p>企画部開発計画課 (内線 2121)</p>																										
<p>〔都営住宅(地元割当分)の入居者の決定〕</p> <p>都営住宅を豊島区内に新築し、公募する場合、地元割当てられる4割以内の戸数についての入居者の決定は、区が行うことになりました。</p>	<p>区民部区民課 (内線 2415)</p>																										

<p>〔被保護世帯への出産祝品・入浴券の支給〕</p> <p>被保護世帯の出産に際しての祝品の贈呈や入浴券の支給は、今後、区の責任で実施することになりました。</p>	<p>厚生部福祉課 (内線 2621)</p>
<p>〔交通事故被災世帯への生活つなぎ資金の貸付〕</p> <p>交通事故にあった世帯で、生活費や医療費に困っている方に、自動車損害賠償法による損害賠償を受け取るまでの間、生活つなぎ資金が借りられます。</p>	<p>厚生部福祉課 (内線 2621)</p>
<p>〔婦人福祉資金の貸付〕</p> <p>現在、豊島区に住所があり、都内に6か月以上居住する25才以上の女子で、配偶者がいないか、または、配偶者の扶養を受けられない方で、</p> <p>(1)親兄弟などを扶養している方 (2)親兄弟などを扶養していない月収11万8千円以下の方</p> <p>なお、25才未満でも対象とされる場合があります。</p> <p>借りられる資金としては、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、療養資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金などです。</p>	<p>厚生部福祉課 (内線 2625)</p>
<p>〔老人相談員の設置〕</p> <p>老人相談員は、一人暮らし老人などの家庭を訪問し、話し相手となったり、生活相談、助言、関係機関への連絡などを行い、老人の方がたの精神面でのささえととなっています。</p>	<p>厚生部老人福祉課 (内線 2631)</p>
<p>〔敬老金・敬老バッジの支給〕</p> <p>敬老の意を表し、あわせて老人福祉の増進を図るため、毎年9月15日現在、豊島区に住所のある75才以上の方には、申請によって年額5千円の敬老金が支給されます。</p> <p>申請期間は毎年4月1日～9月15日までです。</p> <p>また、敬老金をはじめて受けられる方には、敬老バッジも贈呈されます。</p> 	<p>厚生部老人福祉課 (内線 2631)</p>
<p>〔屋外広告物の許可事務〕</p> <p>屋外広告物の許可については、区で扱う建築物の確認等の事務が拡大(後記、建築物等の確認事務の項参照)されたことによって、それらに付置される広告板、広告塔、及び地上設置のものは、面積、高さに関係なく区で許可することになりました。</p> <p>なお、都が確認等を行う建築物に付置される広告板で、20㎡以下の壁面利用のもの及び10㎡以下の壁面突出のもの、広告塔で高さ2m以下のものは、従来どおり区で許可を行います。</p>	<p>環境部環境課 (内線 2811)</p>

特別区の財政制度 根本的な改編の見送り

財政権の確立

業の移管によって、ほぼ一般市なみの行政を行うことになりましたが、その裏付けとなる財政制度については、法律や政令によって、さまざまな制約が加えられてきています。一般の市町村が課税する普通税のうち、固定資産税、市町村住民税、特別土地保有税の三税、目的税のうち都市計画税については、特別区に課税権がなく東京都が課税することになっておりました。

また、地方交付税は個々の特別区に適用されず、二十三区を一つの大都市とみなして算定され、府県分と合算されて東京都に交付される仕組みになっています。(実際には、特別区分の

赤字が本来の部分の黒字と相殺され、東京都は不交付団体となつておられます。)

それで特別区は、都区財政調整という独特の制度により、東京都によって各区の財政が調整されているのです。

このたびの自治権拡大運動で区長公選の実現をはじめ、事務移管の移管、人事権の確立については、前述のとおり、大きな成果をおさめました。この財政権の確立という面では、都区財政調整制度の改善において若干の前進が図られました。しかし、府県分と合算されて東京都に交付されるという基本的な問題はすべて今後における特別区の深刻な課題として残されました。

都区財政調整制度の改善

今回改善された主な点は、次のとおりです。

①：自主財源率の引上げ

地方団体は、それぞれ共通した行政内容をもっている一方、地域の特性と住民の要望を多々えた独自の事業を行う必要があります。

このような事業に要する経費の財源に充てるため、地方交付税制度で市町村は、自ら課する市町村税の二十五パーセントが自主財源とされています。これに対し、都区財政調整制度における特別区の自主財源率は僅かに

十パーセントとされています。したが、これが原則的ながら一般市町村に引き上げられ、このうち十パーセント分は各区の人口に応じて按分されることになりました。

②：人件費の単位費用化

従来、東京都において各区の職員定数が決定され、その定数現給により人件費が算定されていきましたが、今後は経常的経費の一部として、標準区または標準施設における標準職員数および標準給を基礎とした単位費用により算定されることになりました。

③：一件算定方式の廃止

特別区における施設建設等の計画事業は、各区の施設水準の格差を是正するという趣旨で、これまで施設一件ごとにその建設に要する経費を東京都が査定する方式がとられてきました。

この方式は都による補助交付の性格が強く特別区の自主的財政運営を阻害する面をもっていました。したが、今回それが廃止され従来計画事業の一部が投資的経費として単位費用方式により算定されることになりました。

④：財政調整算定事業の削減

これまで一件算定方式によりその建設に要する経費を算定された公共施設三十九事業のうち二十八事業が財政調整における投資的経費の算定から除外され自主財源対象事業とされました。これらの中には本区が今後とも建設を推進していかなければならない社会教育会館、体育館、区民集会施設、備蓄倉庫、消防水利、区民保養所などが含まれており、しかもこれらの施設について、施設に從事する職員の人件費も含め管理運営に要す

した。これにより、配属職員制の廃止と相まって、これまで強く結びついてきた特別区の定数管理と都区財政調整制度における人件費算定との関係が切り離されることになったのです。

この方式は都による補助交付の性格が強く特別区の自主的財政運営を阻害する面をもっていました。したが、今回それが廃止され従来計画事業の一部が投資的経費として単位費用方式により算定されることになりました。

⑤：財政調整算定事業の削減

これまで一件算定方式によりその建設に要する経費を算定された公共施設三十九事業のうち二十八事業が財政調整における投資的経費の算定から除外され自主財源対象事業とされました。これらの中には本区が今後とも建設を推進していかなければならない社会教育会館、体育館、区民集会施設、備蓄倉庫、消防水利、区民保養所などが含まれており、しかもこれらの施設について、施設に從事する職員の人件費も含め管理運営に要す

衛生部の新設：4月1日

事務事業の大編成移管に伴ない保健所関係の事務の統制部門として四月一日に衛生部が新設されました。また、従来、区民部で実施していた母子手帳の交付などの事務、環境部が実施して、ましたねずみ、蚊、はえなどの駆除に関する事務も新設の衛生部に移りました。

⑥：経費老人ホームの設置・管理

⑦：休日診療

⑧：地域活動福祉会館の設置・管理

このように都区財政調整制度を大きく後退したということができ、特別区における財政権の確立に若干の前進が図られましたが、その反面、財源拡充の面では大

このように都区財政調整制度を大きく後退したということができ、特別区における財政権の確立に若干の前進が図られましたが、その反面、財源拡充の面では大

このように都区財政調整制度を大きく後退したということができ、特別区における財政権の確立に若干の前進が図られましたが、その反面、財源拡充の面では大

保健所の位置と受持区域

豊島区池袋保健所
東池袋1の39の2
(987) 4171

豊島区長崎保健所
長崎3の6の24
(957) 1191

豊島区役所

受持区域の境界線

- 池袋4丁目11番～16番の一部
- 池袋5丁目11番～16番の一部
- 池袋6丁目11番～16番の一部
- 池袋7丁目11番～16番の一部
- 池袋8丁目11番～16番の一部
- 池袋9丁目11番～16番の一部
- 池袋10丁目11番～16番の一部
- 池袋11丁目11番～16番の一部
- 池袋12丁目11番～16番の一部
- 池袋13丁目11番～16番の一部
- 池袋14丁目11番～16番の一部
- 池袋15丁目11番～16番の一部
- 池袋16丁目11番～16番の一部
- 池袋17丁目11番～16番の一部
- 池袋18丁目11番～16番の一部
- 池袋19丁目11番～16番の一部
- 池袋20丁目11番～16番の一部
- 池袋21丁目11番～16番の一部
- 池袋22丁目11番～16番の一部
- 池袋23丁目11番～16番の一部
- 池袋24丁目11番～16番の一部
- 池袋25丁目11番～16番の一部
- 池袋26丁目11番～16番の一部
- 池袋27丁目11番～16番の一部
- 池袋28丁目11番～16番の一部
- 池袋29丁目11番～16番の一部
- 池袋30丁目11番～16番の一部
- 池袋31丁目11番～16番の一部
- 池袋32丁目11番～16番の一部
- 池袋33丁目11番～16番の一部
- 池袋34丁目11番～16番の一部
- 池袋35丁目11番～16番の一部
- 池袋36丁目11番～16番の一部
- 池袋37丁目11番～16番の一部
- 池袋38丁目11番～16番の一部
- 池袋39丁目11番～16番の一部
- 池袋40丁目11番～16番の一部
- 池袋41丁目11番～16番の一部
- 池袋42丁目11番～16番の一部
- 池袋43丁目11番～16番の一部
- 池袋44丁目11番～16番の一部
- 池袋45丁目11番～16番の一部
- 池袋46丁目11番～16番の一部
- 池袋47丁目11番～16番の一部
- 池袋48丁目11番～16番の一部
- 池袋49丁目11番～16番の一部
- 池袋50丁目11番～16番の一部
- 池袋51丁目11番～16番の一部
- 池袋52丁目11番～16番の一部
- 池袋53丁目11番～16番の一部
- 池袋54丁目11番～16番の一部
- 池袋55丁目11番～16番の一部
- 池袋56丁目11番～16番の一部
- 池袋57丁目11番～16番の一部
- 池袋58丁目11番～16番の一部
- 池袋59丁目11番～16番の一部
- 池袋60丁目11番～16番の一部
- 池袋61丁目11番～16番の一部
- 池袋62丁目11番～16番の一部
- 池袋63丁目11番～16番の一部
- 池袋64丁目11番～16番の一部
- 池袋65丁目11番～16番の一部
- 池袋66丁目11番～16番の一部
- 池袋67丁目11番～16番の一部
- 池袋68丁目11番～16番の一部
- 池袋69丁目11番～16番の一部
- 池袋70丁目11番～16番の一部
- 池袋71丁目11番～16番の一部
- 池袋72丁目11番～16番の一部
- 池袋73丁目11番～16番の一部
- 池袋74丁目11番～16番の一部
- 池袋75丁目11番～16番の一部
- 池袋76丁目11番～16番の一部
- 池袋77丁目11番～16番の一部
- 池袋78丁目11番～16番の一部
- 池袋79丁目11番～16番の一部
- 池袋80丁目11番～16番の一部
- 池袋81丁目11番～16番の一部
- 池袋82丁目11番～16番の一部
- 池袋83丁目11番～16番の一部
- 池袋84丁目11番～16番の一部
- 池袋85丁目11番～16番の一部
- 池袋86丁目11番～16番の一部
- 池袋87丁目11番～16番の一部
- 池袋88丁目11番～16番の一部
- 池袋89丁目11番～16番の一部
- 池袋90丁目11番～16番の一部
- 池袋91丁目11番～16番の一部
- 池袋92丁目11番～16番の一部
- 池袋93丁目11番～16番の一部
- 池袋94丁目11番～16番の一部
- 池袋95丁目11番～16番の一部
- 池袋96丁目11番～16番の一部
- 池袋97丁目11番～16番の一部
- 池袋98丁目11番～16番の一部
- 池袋99丁目11番～16番の一部
- 池袋100丁目11番～16番の一部

長崎保健所の所轄区域でありました、西池袋4丁目の11・13・16番の一部が、池袋保健所の所管区域になりました。

今回の地方自治法の改正に関連して、百七項目の事務事業が都から特別区に移管されましたが、そのうち次の十一項目は、未だ事務手続等が結論に達していません。

現在、都・特別区の間で協議が図られています。これらについては、協議が成立した時点で移管されることとなりますが、それまでの事務処理は、今までのとおり

- #### 都と特別区の間で引き続き協議する移管対象事務事業
- ①：授産場の設置・管理
 - ②：心身障害者福祉作業所の設置・管理
 - ③：精神薄弱児通園施設の設置・管理